

PiTaPa会員規約の補足事項

	項目	文言	内容
	第6条 維持管理料	本会員は、会員が毎年入会月の翌月1日から翌年の入会月末日までの1年間（ただし入会初年度は入会日から翌年の入会月末日までの期間）に一度もカードの利用またはIC定期券の購入を行わなかった場合（第28条第1項第1号にて規定するチャージはカードの利用に含まない）、当該期間にかかる会員1名あたりの 所定の維持管理料 を年一回スルッとに支払うものとします。	<p>●PiTaPa維持管理料</p> <p>会員様（本会員・家族会員・キッズ/ジュニア会員）1名につき1,100円（税込）</p> <p>1年間に一回以上PiTaPa交通機能、IC定期券購入、PiTaPaショッピングのいずれかのご利用があれば維持管理料は無料となります。（カード毎にご利用の有無を判定します。）</p> <p>チャージを行って実際のご利用がない場合も維持管理料が必要となりますので、ご注意ください。</p> <p>※磁気定期券からIC定期券の発行替えや、発行替え後のIC定期券の券面区間のみでのご利用は、IC定期券購入やPiTaPa交通機能利用とはみなされません。</p>
	第10条後段 再製・再発行手数料	この場合本会員は、 スルッと所定のカード再製・再発行手数料を支払う ものとします。	<p>●再製・再発行手数料</p> <p>(1)PiTaPaベーシックカードの場合</p> <p>カード1枚につき再発行手数料1,100円（税込）が必要となります。</p> <p>(2)提携カードの場合</p> <p>再発行手数料はカードの種類によって異なります。</p> <p>クレジットカード発行会社へご確認ください。</p>
追加	第15条第1項 退会	本会員は、退会する場合、第47条第1項記載の窓口へ連絡することを含み、 スルッと所定の方法により スルッとに届け出るものとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。	<p>●スルッと所定の方法</p> <p>(1)PiTaPaベーシックカード、OSAKA PiTaPa LiTE、STACIA PiTaPa NCカードの場合</p> <p>以下の2つの方法からご選択ください。</p> <p>①本会員が、PiTaPaアプリまたはリニューアルしたPiTaPa倶楽部からお手続きください。</p> <p>②PiTaPaアプリまたはリニューアルしたPiTaPa倶楽部に未登録の場合は、本会員が第47条第1項記載の窓口にご連絡ください。</p> <p>(2)提携カードの場合</p> <p>カード裏面に記載のクレジットカード会社へお申し出ください。</p>
追加	第15条第2項 退会	第3条第2項第1号に規定する一般家族カードを保有する家族会員のみが退会する場合は、第47条第1項記載の窓口へ連絡することを含み、 スルッと所定の方法により スルッとに届け出るものとします。	<p>●スルッと所定の方法</p> <p>(1)PiTaPaベーシックカード、OSAKA PiTaPa LiTE、STACIA PiTaPa NCカードの場合</p> <p>以下の2つの方法からご選択ください。</p> <p>①本会員が、PiTaPaアプリまたはリニューアルしたPiTaPa倶楽部からお手続きください。</p> <p>②PiTaPaアプリまたはリニューアルしたPiTaPa倶楽部に未登録の場合は、本会員または当該家族会員が第47条第1項記載の窓口にご連絡ください。</p> <p>(2)提携カードの場合</p> <p>カード裏面に記載のクレジットカード会社へお申し出ください。</p>

PiTaPa会員規約の補足事項

	項目	文言	内容
追加	第15条第3項	退会	<p>●スルッと所定の方法</p> <p>(1)PiTaPaベーシックカード、OSAKA PiTaPa LiTE、STACIA PiTaPa NCカードの場合 以下の2つの方法からご選択ください。</p> <p>①本会員が、PiTaPaアプリまたはリニューアルしたPiTaPa倶楽部からお手続きください。</p> <p>②PiTaPaアプリまたはリニューアルしたPiTaPa倶楽部に未登録の場合は、本会員が第47条第1項記載の窓口にご連絡ください。</p> <p>(2)提携カードの場合 カード裏面に記載のクレジットカード会社へお申し出ください。</p>
	第28条第1項第2号	オートチャージの申込み	<p>会員が、スルッと所定の申込みに基づき、自動積増機能を有する交通機器を利用する際に、バリュー残額が一定金額以下であった場合において、自動的に別途定める金額をチャージし、チャージした全額をポストペイにより決済する方法（オートチャージ）</p> <p>●オートチャージ設定方法等</p> <p>(1)入会時 入会申込書にて選択して登録できます。</p> <p>(2)入会后 オートチャージをご希望の方は、PiTaPaポストペイエリアの主な駅、営業所等にご本人が確認できるもの（免許証、学生証等）とカードをご持参ください。オートチャージの設定変更を行います。 ※ご注意 設定変更はカード毎にお手続きが必要です。</p> <p>(3)オートチャージ（自動入金）機能がご不要になる方へ PiTaPaカードとご本人が確認できるもの（免許証、学生証等）をお持ちの上、スルッとKANSAI協議会加盟社局の主な駅・営業所等で解除手続きを行ってください。 ※設定変更は無料です。設定変更はカード毎にお手続きが必要です。</p>
	第28条第1項第2号	オートチャージ金額	<p>●オートチャージ金額</p> <p>オートチャージ金額は一律2,000円(キッズカードの場合は1,000円)です。金額の変更はいたしかねます。</p>
	第36条第1項	バリュー払戻手数料	<p>●バリュー払戻手数料</p> <p>カード更新、再製、再発行時は、カード内残額に係る返金手数料は発生しませんが、お客様の任意で退会される場合は、払戻手数料としてカード1枚当たり550円（税込）が必要です。</p>
	第37条第3項	ご利用代金通知書発送料	<p>●ご利用代金通知書発送料</p> <p>PiTaPaベーシックカード等ではご利用代金通知書の発送料が150円（税込）必要です。ただし、会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」にご登録（無料）いただき、ご利用代金通知書発送不要の手続きを行っていただきますと、ご利用代金確定のメールを毎月配信いたします。この場合、ご利用代金通知書発送料はかかりません。</p>